

【新設】（研究開発費の額の対象とならない建物の附属設備）

59 の 3 (2) -1 措置法令第 35 条の 3 第 1 項に規定する建物の附属設備は、建物とともに取得をする場合における建物附属設備に限られないことに留意する。

【解説】

- 1 本制度の原則的な計算による場合（措法 59 の 3 ①イ）における損金算入額を算出する際に使用する研究開発費割合の算定の基礎となる研究開発費の額からは、建物及びその附属設備に係る研究開発費の額は除かれている（措令 35 の 3 ①）。
- 2 このうち、建物附属設備は、通常、建物と同時に取得又は建設（以下「取得等」という。）が行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないことや、本制度では「建物附属設備」ではなく「建物及びその附属設備」と規定されていることから、建物と同時に取得等をするもののみが該当するのではないかという疑問が生ずる。
- 3 この点、本制度の原則的な計算による場合における損金算入額を算出する際に使用する研究開発費割合の算定の基礎となる研究開発費の額は、研究開発費の額のうち特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る一定の金額であり、特定特許権等に直接関連すると認められる研究開発用の資産の取得等を行った場合には、その資産の取得価額に相当する金額を研究開発費の額として損金算入額の計算を行うものであるところ、建物及びその附属設備に係る取得費用等は特定特許権等に直接関連するとはいえないことから対象となる研究開発費の額から除かれているものであるため、対象から除外すべき研究開発費の額の範囲は、その資産の取得等の形態に影響されるべきものではない。したがって、研究開発費の額から除かれる建物附属設備に係る研究開発費の額の範囲について、その建物附属設備の取得等が建物本体の取得等と同時にであるか否かにより取扱いを異にすべき理由はないのであるから、建物本体と同時に取得等をした建物附属設備に限られないのである。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。